

別表第一（第二条関係）

一 建築物（次号に掲げるものを除く。）に関する整備基準

イ 廊下等

利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する廊下その他これに類するもの（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。以下この号及び別表第二において「廊下等」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この号及び第三号チ（1）において「令」という。）第十一条第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 戸を設ける場合においては、ワに定める基準に適合するものとする。
- (2) 階段、段又は傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む。）に限る。ハ、ヘ（2）及びチ（5）（三）において同じ。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下この表及び別表第二において同じ。）を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。
 - (一) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分
 - (二) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分
 - (三) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分
- (3) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

ロ 階段（その踊場を含む。）（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）

利用者の用に供する主たる階段は、令第十二条第二号から第四号まで及び第六号（ただし書を除く。）の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 両側に手すりを設けること。
- (2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十二条第五号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ハ 傾斜路（共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。）

利用者の用に供する傾斜路は、令第十三条第一号から第三号までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
- (2) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十三条第四号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

二 便所（共同住宅又は寄宿舍の各住戸に設けられるものを除く。）

- (1) 利用者の用に供する便所は、令第十四条第一項の規定の例により、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と読み替えるものとする。
- (2) 床面積の合計が千平方メートル以上の建築物（共同住宅又は寄宿舍を除く。）に（1）の規定による便所を設ける階においては、令第十四条第二項の規定の例により、当該便所のうち一以上に、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便房を設けるほか、当該便房のうち一以上は、男子用及び女子用の区別がなく利用できるものとする。この場合において、同項中「車椅子使用者用便房」とあるのは「（2）に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。
 - (一) 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) (一)の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用

- 者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (三) 便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (四) (一)の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (五) 便房及びその便房のある便所の内部は、車椅子利用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。
- (六) 便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (七) 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。
- (イ) 車椅子利用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子利用者が利用しやすい空間が設けられていること。
- (ロ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。
- (ハ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。
- (3) 床面積の合計が五百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物（共同住宅又は寄宿舎を除く。）又は床面積の合計が五百平方メートル未満の専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物であって、(1)の規定による便所を設ける階を有するものにおいては、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号。（8）、ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。）第六条第一項の規定の例により、(2)に定める基準に適合する便房を一以上設けること。この場合において、同項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所」とあるのは「利用者の用に供する便所」と、「車椅子利用者用便房」とあるのは「(2)に定める基準に適合する便房」と読み替えるものとする。
- (4) (2)又は(3)の規定により(2)に定める基準に適合する便房を設けることとされる建築物以外の建築物に、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(2)に定める基準に適合する便房を一以上又は次に定める基準に適合する便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- (一) 車椅子利用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (二) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口は、(2)(一)、(二)及び(四)に定める基準に適合するものとする。
- (三) (2)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。
- (5) 床面積の合計が二千平方メートル以上の(2)の規定により(2)に定める基準に適合する便房を設けることとされる建築物に、(2)に定める基準に適合する便房に加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(4)に定める基準に適合する便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。ただし、(2)に定める基準に適合する便房を二以上設ける場合においては、この限りでない。
- (6) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト（人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）の利用に配慮した設備（(6)、第三号又(6)及び第四号ホ(5)において「オストメイト用設備」という。）を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努めること。ただし、別表第三第一号イからハまで、チからルまで、カ（床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。）、ヨからノまで及びヤに利用者の用に供する便所を設ける場合並びに同号マ（床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。）においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- (7) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち一以上に、両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (8) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物（卸売市場、事務所、共同住宅若しくは

寄宿舍、下宿、遊技場、工場、自動車車庫又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものを除く。(9)において同じ。)に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、バリアフリー条例第六条第二項各号に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(9) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(8)に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。

ホ 客室

(1) 客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿にあっては、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(ホにおいて「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 便所は、二(2)(一)から(五)までに定める基準に適合するものとする。

(二) 浴室は、カ(1)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。

(三) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。

(3) 客室の総数が五十未満のホテル、旅館又は下宿にあっては、一以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。

(4) (1)のホテル、旅館又は下宿には、(1)に定める数の車椅子使用者用客室のほか、客室の総数が五十一以上百五十以下の場合にあっては一以上、客室の総数が百五十一以上の場合にあっては二以上の車椅子使用者用客室をそれぞれ設けるよう努めること。

ハ 敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、令第十七条各号(第二号イを除く。)及びイ(3)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 段を設ける場合においては、両側に手すりを設けるものとし、回り段としないこと。

(2) 傾斜路を設ける場合においては、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(3) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

ト 駐車場等(共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。)

利用者の用に供する駐車場(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。))の駐車のためのものを除く。第四号ト(1)において同じ。)を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この表及び別表第二において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けるほか、次に定める基準に適合するものとする。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み替えるものとする。

(1) 車椅子使用者用駐車施設は、車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。

(2) 利用者の用に供する車寄せを設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設(以下この号及び別表第二において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

(一) 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。

(二) 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口(チ(5)(一)に定める基準に適合するものに限る。)から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、令第十九条第二項第一号の規定によるほか、チ(5)(七)に定める基準に適合するものとする。

チ 移動等円滑化経路

(1) 次に掲げる場合においては、利用者の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この号及び別表第二におい

て「移動等円滑化経路」という。)とすること。ただし、(2)及び(3)に定める建築物については、この限りでない。

(一) 建築物に利用者の用に供する居室(チ及びソ(1)において「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下この号及び別表第二において「道等」という。)から当該利用居室(共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室)までの経路

(二) 建築物又はその敷地に二(2)又は(4)に定める基準に適合する便房(客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。)から当該二(2)又は(4)に定める基準に適合する便房までの経路

(三) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

(2) 床面積の合計が五百平方メートル(共同住宅又は寄宿舍にあっては、千平方メートル)未満の建築物で地上階(直接地上へ通ずる出入口を有する階をいう。チ及び別表第三において同じ。)に利用居室を有するものについては、次に掲げる施設(二)又は(三)に掲げる施設にあっては、建築物又はその敷地内に(二)又は(三)に掲げる施設を設ける場合に限る。(2)及び(3)において「便所等」という。)から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階に利用居室を有するものについては、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。

(一) 道等

(二) 一以上の二(2)又は(4)に定める基準に適合する便房(地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。)

(三) 車椅子使用者用駐車施設

(3) 床面積の合計が五百平方メートル(共同住宅又は寄宿舍にあっては、千平方メートル)未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものについては、便所等から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階にある利用居室については、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。

(4) 移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。

(5) 移動等円滑化経路は、令第十九条第二項第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、令第十九条第二項第二号及びワに定める基準に適合するものとする。

(二) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令第十九条第二項第三号イからハまで及びイの規定によるほか、廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設けること。

(三) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、令第十九条第二項第四号イからハまで及びハに定める基準に適合するものとする。

(四) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター((五)及び(六)に定めるものを除く。)及びその乗降ロビー((五)に定めるものを除く。)は、令第十九条第二項第五号ロからトまで(ハを除く。)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(イ) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、二(2)若しくは(4)に定める基準に適合する便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に設けられるエレベーターは、令第十九条第二項第五号ハ並びにチ(1)及び(2)に定める基準に適合するものとする。

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターにあって

- は、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。ただし、別表第三第一号イからハまで、チからルまで、ヨからノまで、ヤ及びマに設けられるエレベーターにあっては、籠の奥行きは一・三五メートル以上とすること。
- (二) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (ホ) 籠内には、手すりを設けること。
- (ハ) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (ト) 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (チ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（令第十九条第二項第五号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。(リ)及び(ヌ)において同じ。）である場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (リ) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ヌ) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ル) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。
- (五) 共同住宅又は寄宿舍の移動等円滑化経路を構成するエレベーター((六)に定めるものを除く。)及びその乗降ロビーは、令第十九条第二項第五号ロからトまで(ハを除く。)並びに(四)(二)から(ト)まで及び(ル)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。
- (イ) 籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、二(2)又は(4)に定める基準に適合する便房及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
- (ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにあっては、籠の幅は一・〇五メートル以上とし、籠の奥行きは一・五二メートル以上とすること。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、二(2)若しくは(4)に定める基準に適合する便房又は車椅子使用者用駐車施設がある共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにあっては、籠の幅は一・四メートル以上とし、籠の奥行きは一・三五メートル以上とするとともに、籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
- (ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにあっては、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。
- (六) 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第十九条第二項第六号に定める基準に適合するものとする。
- (七) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、令第十七条第一号及び第三号並びに第十九条第二項第七号イからニまで並びにイ(3)、ハ(2)及び(3)並びにワに定める基準に適合するものとする。
- (ハ) 当該移動等円滑化経路を構成する駐車場内の通路は、(七)に定める基準に適合するものとする。

リ 標識

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、

車椅子利用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子利用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。

- (2) 標識を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。こと。
 - (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行う。こと。
 - (三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設ける。こと。

又 案内設備

- (1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便房、車椅子利用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を表示した案内板その他の設備（(2)、ル(1)及び別表第二において「主要な案内板」という。）を設ける。こと。ただし、当該便房、車椅子利用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (2) 主要な案内板を設ける場合においては、リ(2)(一)から(三)までに定める基準に適合するものとする。こと。
- (3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便房、車椅子利用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第二十一条第二項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。こと。
- (4) 案内所を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努める。こと。この場合においては、(1)から(3)までの規定は適用しない。
- (5) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設ける。こととされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする。こと。

ル 視覚障害者移動等円滑化経路

- (1) 道等から主要な案内板（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）、又(3)の規定による設備又は又(4)の規定による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（(2)及び別表第二において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とする。こと。ただし、令第二十二条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、令第二十二条第二項に定める基準に適合するものとする。こと。

ヲ 育児用施設

- (1) 床面積の合計が五千平方メートル以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、バリアフリー条例第七条第一項に規定する育児用施設（以下この表及び別表第二において「育児用施設」という。）を設ける。こと。
- (2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、育児用施設を設けるよう努める。こと。
- (3) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示を。する。こと。

ワ 出入口

利用者の用に供する出入口は、ニ(2)(三)に定める基準に適合するものとするほか、全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。こと。

カ 浴室等

多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。カ及び別表第二において「浴室等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の浴室等は、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 出入口は、令第十六条第二項第二号ロ並びに二(2)(三)及び(四)に定める基準に適合するものとする。
- (2) 更衣ブース又はシャワースペースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を八十センチメートル以上とすること。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (4) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。

ヨ 客席

劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分は、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物で客席に設ける座席が床に固定されている場合は、令第十五条の規定による車椅子使用者用部分が設けられていること。
- (2) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物又は客席に設ける座席が床に固定されていない場合は、令第十五条に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する車椅子使用者用部分が一以上設けられていること。
- (3) 出入口から(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分までの経路は、次に定める基準に適合するものとする。
 - (一) 幅は、一・二メートル以上とすること。
 - (二) 高低差がある場合においては、令第十一条第一号並びに第十九条第二項第四号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。
- (4) 客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む。）の総数が次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める数以上の(1)又は(2)に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を設けるよう努めること。
 - (一) 当該客席に設ける座席の総数が百以下の場合にあっては二
 - (二) 当該客席に設ける座席の総数が百一以上二百以下の場合にあっては当該座席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - (三) 当該客席に設ける座席の総数が二百一以上の場合にあっては当該座席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- (5) (4)の規定により客席に設ける座席の総数の区分に応じ算定した数以上、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。

タ カウンター等

- (1) 利用者の用に供するカウンター、記載台又は公衆電話台（(1)、第三号ル及び別表第二において「カウンター等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
- (2) 券売機その他の利用者の用に供する機器を設ける場合においては、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。

シ 休憩設備

- (1) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舍、自動車車庫又は公衆便所を除く。）には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩の用に供する設備（この表及び別表第二において「休憩設備」という。）を設けること。
- (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

ソ 増築等に関する適用範囲

- (1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。ソ及びネにおいて「増築等」という。）をする場合（(2)に定める建築物の増築等の場合を除く。）においては、この号の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。
 - (一) 当該増築等に係る部分
 - (二) 道等から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口
 - (三) 利用者の用に供する便所
 - (四) (一)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(六)において同じ。）から二(2)に定める基準に適合する便房（(三)に掲げる便所に二(2)に定める基準に適合する便房が設けられていないときは、二(4)に定める基準に適合する便房）までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口
 - (五) 利用者の用に供する駐車場
 - (六) 車椅子使用者用駐車施設から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口
- (2) (1)の増築等に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の建築物の増築等の場合においては、この号の規定は、当該増築等に係る部分に限り適用する。

ツ 地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例

利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりチ(5)(七)に定める基準に適合することが困難である場合におけるチ(1)(一)、ル(1)及びソ(1)(二)の規定の適用については、チ(1)(一)中「道又は公園、広場その他の空地（以下この号及び別表第二において「道等」という。）」とあり、並びにル(1)及びソ(1)(二)中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

ネ 自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

床面積（建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が、二千平方メートル未満の建築物については、この号に定める床面積に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積（次号及び別表第三第二号イにおいて「車庫等床面積」という。）を算入しない。

二 小規模建築物（床面積（車庫等床面積を除く。）の合計が、二百平方メートル未満の建築物（別表第三第一号イ、ロ、二から八まで、リ、ル、タ、レ、ツ、ウからノまで及びマ並びに第二号ロを除く。）及び百五十平方メートル未満の同表第一号リ及び第二号ロの店舗をいう。）に関する整備基準

イ 出入口

利用者の用に供する一以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。

ロ 敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、一・二メートル以上とすること。
- (2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。

ハ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、前号二(4)に定める基準に適合するものとするよう努めること。
- (2) (1)の規定による前号二(4)(一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。

三 公共交通機関の施設に関する整備基準

イ 移動円滑化経路

- (1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両、自動車及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けること。
- (2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあつては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、(2)の規定によらないことができる。
- (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)及び(3)、ハ(2)、ニ(2)、ホ(2)、ヘ(2)並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。
- (6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。

ロ 視覚障害者誘導用のブロック等

- (1) 利用者の用に供する通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であつて公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下第五号イ(10)及び別表第二において同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。

ハ 出入口

- (1) 利用者の用に供する各室の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (ロ) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。こと。
 - (ハ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれること

ないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(三) 通行の際に支障となる段を設けないこと。

(2) 移動円滑化経路を構成する出入口は、(1)(二)及び(三)に定める基準に適合するものとするほか、幅は、九十センチメートル以上とすること。

二 改札口

(1) 改札口に自動改札機を設ける場合においては、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものとする。

(2) 移動円滑化経路を構成する改札口は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(二) 通行の際に支障となる段を設けないこと。

ホ 通路等

(1) 利用者の用に供する通路等は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、一・五メートル以上とすること。

(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(三) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、トに定める基準を準用すること。

(四) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

(五) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

(2) 移動円滑化経路を構成する通路等は、(1)(二)、(四)及び(五)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、一・八メートル以上とすること。

(二) 通行の際支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、ハ(2)に定める基準に適合する傾斜路を併設すること。

(三) 戸を設ける場合においては、ハ(2)に定める基準に適合すること。

(四) 照明設備を設けること。

ハ 傾斜路（その踊場を含む。）

(1) 利用者の用に供する傾斜路は、ホ(1)(二)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 両側に手すりを二段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。

(二) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(三) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(2) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、階段に代わるものにあつては一・二メートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(二) 勾配は、十二分の一（屋外に設けられる場合においては、二十分の一）を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものについては、八分の一を超えないこと。

(三) 高さが七十五センチメートル（屋外に設けられる場合においては、六十センチメートル）を超えるものについては、高さ七十五センチメートル（屋外に設けられる場合においては、六十センチメートル）以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

ト 階段（その踊場を含む。）

利用者の用に供する階段は、ホ(1)(二)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に手すりを連続して二段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示すること。

(2) 幅が四メートルを超えるものについては、中間に手すりを連続して設けること。ただし、

踊場の部分については、この限りでない。

- (3) 回り段を設けないこと。
- (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (6) 高さが三メートルを超えるものについては、高さ三メートル以内ごとに踏幅が一・二メートル以上の踊場を設けること。
- (7) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。
- (8) 照明設備を設けること。

チ 昇降機

- (1) 移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、令第十九条第二項第五号ロからトまで（ハを除く。）並びに第一号チ(5)(四)(二)から(ト)までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) 籠の幅は一・四メートル以上とし、籠の奥行きは一・三五メートル以上とすること。
ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、籠の奥行きが一・三五メートル以上のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- (二) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (三) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
- (四) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (五) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (六) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けること。
- (七) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
- (2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、籠の幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- (3) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める基準に適合するものとする。ただし、(七)及び(八)に定める基準については、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち一のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。
- (一) 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (二) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。
- (三) 昇降口において、三枚以上の踏段が同一平面上にあるものとする。
- (四) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (五) くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。
- (六) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- (七) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (八) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- (九) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

リ 乗降場

- (1) 鉄道の駅のプラットホームは、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。
 - (二) 排水のための横断勾配は、一パーセントを標準とする。こと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。
 - (三) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものである。こと。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。こと。
 - (四) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らである。こと。
 - (五) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備が一以上備えられている。こと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - (六) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。
 - (七) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）第二条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられている。こと。
 - (八) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設ける。こと。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。
 - (九) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられている。こと。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。
 - (十) 照明設備を設ける。こと。
- (2) 鉄道の駅以外の乗降場の基準は、(1)に定める基準を準用する。こと。

又 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。こと。
- (2) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(2)に定める基準に適合する便房を一以上設け、出入口又はその付近に、当該便房が設けられている旨の適切な表示をすること。
- (3) (2)に定める基準に適合する便房に加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(4)に定める基準に適合する便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努め、同号二(4)(一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便房が設けられている旨の適切な表示をすること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第一号二(7)に定める基準に適合するものとする。こと。
- (5) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(8)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設ける。こと。
- (6) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設ける。こと。

ル カウンター等

利用者の用に供するカウンター等を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。

ヲ 案内板等

- (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
 - (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。
 - (三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (2) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。
- (3) 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、それぞれ、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けること。
- (4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。
- (5) 消防法第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な施設（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要な施設に限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとするよう努めること。
- (6) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ワ 券売機

券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機をそれぞれ一以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。

- (1) 金銭投入口、ボタン等の高さは、車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとする。
- (2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に定める基準に適合するものとする。
 - (一) ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行うこと。
 - (二) ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
 - (三) 券売機の横には、点字による運賃表を設けること。

カ 育児用施設

- (1) 育児用施設を設けるよう努めること。
- (2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。

コ 休憩設備

- (1) 休憩設備を設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。
- (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

四 公園に関する整備基準

イ 出入口

利用者の用に供する出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 幅は、一・二メートル以上とすること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。
- (3) 高低差がある場合においては、五パーセント以下の勾配ですりつけること。
- (4) 通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (二) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。
 - (三) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (6) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。
- (7) 出入口からの水平距離が一・五メートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

□ 園路

イに定める基準に適合する出入口に通ずる主たる園路（以下「主たる園路」という。）は、イ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 有効幅員は、一・八メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、有効幅員を一・四メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、五パーセント（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下とすること。
- (3) 三パーセント以上の縦断勾配が三十メートル以上続く場合においては、延長三十メートル以内ごとに一・五メートル以上の水平部分を設けること。
- (4) 横断勾配は、一パーセント以下とすること。
- (5) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、二に定める基準を準用すること。
- (6) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (7) 階段、段又は傾斜路（階段又は段に併設するもの（その踊場を含む。）に限る。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が五パーセント（高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八パーセント）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分については、この限りでない。

ハ 傾斜路（その踊場を含む。）（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）

主たる園路に傾斜路を設ける場合においては、イ(2)及びロ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 幅は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。
- (3) 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示すること。
- (4) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
- (5) その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (6) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が五パーセントを超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。
- (7) 高さが七十五センチメートルを超えるものについては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

二 階段（その踊場を含む。）

主たる園路に階段を設ける場合においては、イ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示すること。
- (2) 回り段を設けないこと。
- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
- (5) 傾斜路を併設すること。
- (6) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。
- (7) 高さが三メートルを超えるものについては、高さ三メートル以内ごとに踏幅が一・二メートル以上の踊場を設けること。
- (8) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。

ホ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(2)に定める基準に適合する便所を一以上設け、出入口又はその付近に、当該便所が設けられている旨の適切な表示をすること。
- (2) (1)に定める基準に適合する便所に加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(4)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努め、同号二(4)(一)の便所及びその便所のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること。
- (3) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第一号二(7)に定める基準に適合するものとする。
- (4) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号二(8)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- (5) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便所にオストメイト用設備を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。

ハ 案内板等

- (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
 - (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
 - (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。
 - (三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (2) イに定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。
- (3) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。

ト 駐車場等

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、令第十八条の規定の例により、車椅子利用者用駐車施設を設けること。この場合において、同条第一項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場」とあるのは「利用者の用に供する駐車場」と読み替えるものとする。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設は、イに定める基準に適合する出入口から当該車椅子利用者用駐車施設までの経路（(3)に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- (3) 車椅子使用者用駐車施設へ通するイに定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路のうち一以上は、イ(1)、(2)及び(5)並びにロ(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。
 - (一) 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。
 - (二) 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその付近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。
 - (三) 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近いイに定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、イ(1)、(2)及び(5)並びにロ(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

チ 育児用施設

- (1) 育児用施設を設けるよう努めること。
- (2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。

リ 休憩設備

- (1) 休憩設備を設けること。
- (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

又 転落用防止設備

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

五 道路に関する整備基準

イ 歩道等

歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 歩道の有効幅員は、二メートル以上とすること。
- (2) 自転車歩行者道の有効幅員は、三メートル以上とすること。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- (4) 歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、五パーセント（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下の勾配とすること。
- (5) 歩道等の横断勾配は、車両乗り入れ部を除き一パーセント（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、二パーセント）以下とすること。
- (6) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、二センチメートルを標準とすること。
- (7) 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車椅子使用者が円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。
- (8) 歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。
- (9) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (10) 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。

ロ 横断歩道

横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。

八 案内標識

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

六 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車椅子利用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。

- イ 路外駐車場の出入口から車椅子利用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 路外駐車場の出入口付近に、車椅子利用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。
- ハ 車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車椅子利用者の円滑な通行に配慮したものとする。

全部改正〔平成一六年規則八〇号〕、一部改正〔平成二一年規則五一号・二三年九号・三〇年六五号・三一年三八号・令和三年四号・三三号〕